

Working Paper

開発途上国における農産物流通の改善に向けて

一ベトナムの紅河デルタ地域における安全野菜流通の事例分析

Towards Improvement of Agricultural Marketing in Developing Countries —A case study on safe vegetable marketing in the Red River Delta in Vietnam—

熊代 輝義

Teruyoshi Kumashiro

国際農林水産業研究センター

Japan International Center for Agricultural Science (JIRCAS)

論文受付 2019年10月18日 掲載決定 2020年1月9日

開発途上国では、所得の向上につれて穀物等の主食に加え、野菜、果実、畜産物などの消費が拡大し、また、農産物の 品質や安全性に対する関心も高まっていく。一方農産物の流通についても伝統的な市場に加え、スーパーマーケットなどの ような近代的な流通経路が増え、中小農家がこの流通経路にいかに参入するかが大きな課題となっている。本稿では、ま ず農業生産者の立場からみた農産物流通の改善の視点を整理した。次にベトナムの紅河デルタ地域における農産物の流通 に影響を与えると考えられる制度・政策、流通環境、農家組織の特徴を明らかにしたうえで、この地域で国際協力機構(JICA) が実施している安全野菜の普及を目指す技術協力プロジェクトのトライアル活動を構成する各活動が、上記農産物流通の 改善点にどのように貢献するかについて分析した。その結果、市場との対話、市場の需要に基づく共同栽培計画の策定、 収穫後処理と集配などの効果が明らかになった。

キーワード:農産物流通、ベトナム、安全作物、野菜、農業生産工程管理(GAP)

Abstract. In developing countries, normally consumption of vegetables, fruits, and livestock products is expanded in addition to cereals consumption, as an income level of people rises. At the same time, consumers' interest in quality and safety of those products is also enhanced. Regarding agricultural marketing, modern distribution channels such as supermarkets are increased in addition to traditional distribution channels following the progress of economic development of a country, and it is one of the major challenges for small and medium farmers to join the modern channels.

Firstly, this article identified items for improving agricultural marketing from the viewpoint of producers. Secondly, it clarified characteristics of policies/institutions, marketing environment and farmer's organizations which affect agricultural marketing in the Red River Delta in Vietnam. After that, it took up a technical cooperation project conducted by Japan International Cooperation Agency which aims at promoting safe vegetables in the Red River Delta as a case study. Concretely, it analyzed which item for agricultural marketing improvement each component comprising trial activities of the project addressed. As a result, it proved clear effects of components such as dialogue with the market, establishment of a joint cultivation plan based upon market demand, post-harvest processing, and collection and delivery of products for agricultural marketing improvement.

Key words: Agricultural Marketing, Vietnam, Safe Crops, Vegetable, Good Agricultural Practice (GAP)

I. はじめに

開発途上国における農業開発は、近年大きく変化し つつある。かつては所得水準が低く、経済全体に占め る農業の比率も高く、また、国民に食糧を十分に供給 できない開発途上国が多くを占めていた。このような 国における農業開発は穀物を中心とした食用作物の増 産が優先的な政策課題であり、援助機関としてはこれ をいかに効果的に支援するかが農業開発協力の主要な 課題であった。近年は新興国と呼ばれる国を中心に所 得が向上し、例えば低所得国から中所得国に分類され る国に移行する開発途上国が増加してきている。こう いう国においては、穀物等の主食用作物に加え、野菜、 果実、畜産物などの消費が拡大し、また、農産物の品 質や安全性に対する関心が高まっている。農産物の流 通についても経済発展に伴い、伝統的な市場に加え、スー パーマーケットなど近代的な流通経路も増えてきている が、開発途上国の中小農家がいかにこうした近代的な 流通経路へ参入するかが大きな課題になっている。

本稿では、農産物、特に野菜の流通面に焦点をあて、 ベトナム北部紅河デルタ地域の野菜流通を事例としな がら、開発途上国の農産物流通の改善に向けた方策に ついて考察することとする。

||. 農産物流通の分析視点

農産物流通の改善の方策を考察するに際し、農産物 の流通についてどういう視点をおくかということを明 確にする必要がある。ここでは、主に板垣(2014)1)に 基づいてその視点を整理したい。

まず、農業生産者の所得の向上は、販売額を増加さ せると同時に生産・流通コストの節減を図ることによ り実現する。そして、農産物販売額の増加のためには、 販売数量の増加か販売単価の上昇を実現する必要があ るが、一般的にはそのうち販売数量の増加のためには、 農産物品目の多様化や販路の拡大等が必要となる。ま た、販売単価の向上のためにはブランド力の強化、品 質の向上、商品加工度の向上等が必要となる。一方生 産・流通コストの節減のためには、原価の低減か労働 生産性の向上を図る必要があるが、そのうち原価の低 減のためには農業投入財を有利な条件で購買したり、 農産物の生産・収穫後処理時の歩留まりを改善したり、 生産段階等おける省エネルギーを実現したり、更には 施肥や農薬投入量の節減を図ることなどが必要となる。 また、労働生産性の向上のためには、生産・流通段階 における工程の簡素化や機械化・自動化などが必要と なる(図1)。

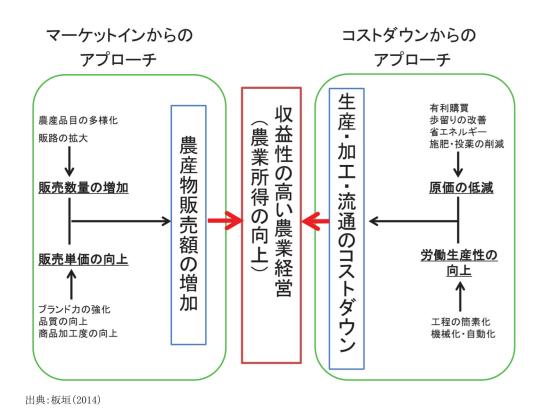


図1 収益性の高い農業経営の実現

次に、農業生産者の立場からみた農業所得の向上を図るための上記諸要素に対し、農産物流通の改善が貢献できる部分についてみてみると、農産物販売額(販売数量の増加と販売単価の向上)の増加に資する要素についてはほとんどのものが農産物流通の改善により達成することができる。一方生産・流通コストの節減に資する要素についてもすべてではないが、例えば農業投入財の有利な条件による購買や歩留まりの改善など農産物流通の改善により直接的に達成できる。

そして、農業生産者の立場からの流通改善への方策 としては、第1に、農業に関するバリューチェーン(投 入財供給業者→『農業生産者』→集荷業者→加工業者→ 流通業者(卸売り、仲買、小売り)→消費者)のアクター と連絡しながら、農産物流通に関わる能力を向上させ ることが必要である。第2に、流通改善の前提となる 内部条件として「生産インフラ」(市場の需要に応じた 農産物の品目選択・拡大ができる基盤)、「流通・加工 インフラ」(農産物の流通と加工を可能にする道路、車 両、加工施設など)、「農業者の組織化」、「集出荷施設」 及び産地内部での情報や金融などの「ネットワーク」の 整備・改善が必要である。第3に、流通改善のために 政府など外部から支援すべき条件として「情報」「金融」 「投入財・施設」「教育・研修」「制度、政策」の整備と改 善及び農業生産者のそれらに対するアクセスの改善が あげられる。

それでは、農業生産者の視点からの農産物流通の改善、即ち、自ら生産した農産物を特に安全作物を割増価格等より有利な条件で販売できるようになるために、具体的にどのような課題を解決していかなければならないであろうか。板垣(2014)をベースに、関連の文献^{2,3,4)}を参考に、筆者の考えも含めて作成したものが、表1である。

まず、問題点の欄には、計画、生産、収穫後処理・流通の各段階とそれら段階横断的に農業生産者が、特に安全作物の流通を向上するために改善しなければならない問題点をあげた。計画段階では、生産開始前に販路を確保し、販売先・販売品目・販売量を可能な限り確定し、それに基づいて生産計画を立て、生産を開始するのが望ましい。しかしながら、なぜそれができないか。或いはどうすればそれが実現するのかを主な問題点としてあげている。生産段階では、主に作物の安全性を含め購買者の需要に基づいて合意した種類、質、量の農産物を確実に生産できるかという観点から改善すべき問題点をあげている。また、収穫後処理・流通段階では、主に流通コストの低減や具体的に集出

荷を行う際に購買者と合意した通りに農産物の質やパッキング・荷姿など確保して購買者の指定する場所へ配送するために改善するべき問題点をあげている。そして、これら各段階を通しての問題点として、必要な資金の確保と生産量や価格の増減といったようなリスクの軽減を問題点としてあげている。最後の生産者、流通業者、消費者などのバリューチェーンを構成する関係者の意識啓発は、農業生産者が農作物、特に安全作物の流通を改善するための前提条件或いは環境の整備として大変重要な課題であるが、本稿では農産物流通に焦点をあてるという観点から、意識啓発については触れないことにする。

次に貢献する要素の欄は、上記のそれぞれの問題点を解決することにより、先に農業者が所得を向上させる要素として述べた農産物販売額を増加させるための販売数量の増加または販売単価の向上或いは生産・流通コスト削減のための原価の低減または労働生産性の向上という4つの要素のうち、いずれの点の改善に貢献するかということを記載している。先にも述べた通り、農産物流通の改善は販売数量の増加や販売単価の向上に貢献するものが多いが、一部原価の低減や労働生産性の向上にも貢献する。

Ⅲ. 事例による分析

上記の農業生産者の立場からみた安全作物の流通改善の視点は、国や地域により、その農作物の生産や流通の背景と条件が異なるので、改善策については広くあてはまるものもあろうが、それぞれの国や地域に個別のものとなる場合も多いと考えられる。また農作物の種類によっても異なるであろう。板垣(2014)においても、開発途上国の発展段階により、農産物流通の特徴は変わっていくことを指摘している。本稿では、個別のプロジェクトを事例にして上記の枠組みを適用した分析を行い、そこから得られた開発途上国における農産物流通の改善に向けての含意について述べたい。

1. 「ベトナム北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」の概要

筆者は2018年7月まで標題のプロジェクトに従事するために、ベトナムのハノイに赴任していた。このプロジェクトは、ベトナムの農業農村開発省 (MARD) が国際協力機構 (JICA) の支援を得て実施している技術協力プロジェクトで、筆者はJICA派遣の専門家としてプロジェクトのチーフアドバイザーを務めた。本節ではま

表1 農業生産者の立場からみた安全作物の流通改善のための問題点と関連要素

	No.	問題点	貢献する要素	解決策例*
計画段階	1	農作物の安全性、産地表示等を明 示する制度がない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	農作物の安全性や産地等の明示についての制度
	2	「売れるもの」を作るという意識が 乏しく、生産品目が限られる。	販売数量の増加、 販売単価の向上	農業生産主体経営層の意識の向上、組織内の意識の浸透、成果 の発現による意識の向上
	3	売値を農業者が自分で決められ ない	販売単価の向上	農民の組織化、農作物の質量両面で購買者の需要を満たすこと、 販売先を多角化すること及び価格等の情報を入手すること等に よる農業者の価格交渉力の強化、ネット販売などの販売方法の 開拓
	4	情報がないので、いつ、だれに、 どのぐらい、どこへ売ったら良い のか、わからない。(販路が限ら れたり、買い手のニーズを把握で きないことを含む)	販売数量の増加、 販売単価の向上	卸売り市場制度の整備、情報発信等による売り手と買い手のマッチングの促進
	5	情報を収集・分析してマーケッティングに生かす人材が不足	販売数量の増加、 販売単価の向上	農業生産主体の経営層において適切な人材を育成、適切な人材 を外部から確保
	6	安全作物や購買者の求める作物を 生産しても割増価格や有利な条件 で販売できない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	より有利な条件を提示する購買者の発掘、購買者の多角化、売 買の継続による信頼性の向上、品質の保証システムの導入
	7	生産した農作物が可能であれば全 量、割増価格で売れる確証がない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	契約に基づく生産
生産段階	8	安全野菜生産のための基本的な条件が整っていない。(農地、用水の安全性等)	販売数量の増加、 販売単価の向上	用水の安全性の改善、農地の選定、用水の選定、土壌の改善、 肥料・農薬等の適切な投入
	9	投入財の価格が高い。値下げでき ない。	原価の低減	農業投入財納入業者の意識の改善、投入財購入ルートの改善、 農家組織による共同購入を含む農業生産主体による大量購入に よる価格の低減
	10	販売数量が一定でない。販売数量 がまとまらない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	農業生産主体の大規模化、農家組織による共同栽培、共同生産
	11	品質(形状、鮮度、加工の程度など) と規格(種類、大きさなど)が不十 分或いはバラツキが大きい。	販売数量の増加、 販売単価の向上	規格の制定、農業生産主体の大規模化、農家組織による共同栽培・共同生産、より作物の市場性が高まる技術の導入及びそれを実現するための資材・施設の導入
	12	GAP等安全作物生産が十分に行 えない。	販売数量の増加、 販売単価の向上、 原価の低減	GAP等安全作物生産技術の習得・実践、農業生産主体内或いは中央・地方政府の支援でこれを維持できる仕組みづくり
収穫後処理 · 流通段階	13	流通コストが高いので売値が低く 抑えられる。	販売単価の向上、 流通原価の低減	公的部門による流通インフラの整備、生産者や流通業者による 流通インフラの整備、近隣市場の開拓による流通コストの低減
	14	流通コストの負担が大きい(流通 手数料、梱包資材など)	流通原価の低減	輸送車両など輸送手段の確保や効率化等による流通コストの 低減
	15	集荷・貯蔵・加工の施設もないので、収穫時に売り急ぐ、或いは品質の低下を招く	販売数量の増加、 販売単価の向上	前処理施設等の整備
	16	販売した農産物に対して発生した 問題点(購買者からのクレーム等) に対し、適切に説明或いは改善で きない。(トレーサビティー)	販売数量の増加、 販売単価の向上	GAPに基づく生産等トレーサビリティーの確保
	17	新しい加工品を作り出す研究開発 (人材と資金)の遅れ	販売単価の向上	研究開発支援制度の整備、人材と資金の確保
上記横断的	18	資金が不足して新しいことに挑戦 する機会が限られている	販売数量の増加、 販売単価の向上、 原価の低減、労働 生産性の向上	金融制度の拡充
	19	生産量の増減や販売価格の変動に 対するリスクを減らせない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	農業保険制度の整備、栽培契約での生産者と購買者のリスク 分担
意識啓発	20	市場において安全な農作物の需要 が十分喚起されない。安全な農作 物に対して、割増価格を支払うと いう消費者は必ずしも多くない。	販売数量の増加、 販売単価の向上	効果的な意識啓発活動

^{*}解決策には政府等農業生産者自身でないものが実行するものも含まれる。

ずこのプロジェクトの概要について簡単に説明する。

本プロジェクトの目標は、対象地域(主に紅河デル タ沿いの2市11省)の支援対象農業生産主体(農業協同 組合、農業生産法人あるいは農家グループ) における安 全作物(主に安全野菜)の栽培の振興であり、そのため に3つの成果を上げることとしている。第一は、生産 面において安全作物生産のモニタリングと管理能力が 向上すること、第二は、流通面においてGAP(後述の Basic GAP(基礎的農業生産工程管理)など)に則った安 全作物のサプライチェーンの、生産現場の状況に応じ たさまざまなパターンがモデルとして提示されること、 第三は、生産者と購買者(消費者および卸・小売業者 などの取引業者)の安全作物の生産と食品の安全に関 する意識が向上することである⁵⁾。

上述の対象地域は、事業の効率を高めるために3つ のグループに分けられた。一つ目は、パイロット省と 呼ばれるグループで、最初にトライアル活動を実施す る地域であり、ハノイ市(消費地としてトライアル活 動を実施)、ハイズオン省・ハナム省・フンエン省(生 産地としてトライアル活動を実施)が含まれる。二つ 目は、セミ・パイロット省と呼ばれるグループで、パイロッ ト省での活動後、その成果も踏まえてトライアル活動

を実施する地域であり、タイビン省・フートー省・ビ ンフック省が含まれる。三つ目は、経験共有省と呼ば れるグループで、Basic GAPなどの安全作物生産の技術・ 知識やパイロット省やセミ・パイロット省におけるト ライアル活動の結果に基づく知見を学んで、自らパイ ロット活動を実施する地域であり、ハイフォン市・ク アンニン省・ホアビン省・バックニン省・ナムディン省・ ニンビン省が含まれる。これらプロジェクト対象地域 の位置を図2に示す。プロジェクト期間は、2016年7月 28日から2021年7月27日までの5年間である⁵⁾。

2. プロジェクト対象地域(主に紅河デルタ地域)に おける安全野菜の生産・流通を取り巻く環境

次にプロジェクトの対象地域である紅河デルタ地域 を中心に、安全野菜の生産・流通に関する状況を主に、 制度・政策面、流通環境面、農家組織面から述べたい。

(1)制度・政策⁶⁾

ベトナムも国民の所得水準の上昇に伴い、農産物に 対する需要の多様化が進んでおり、本プロジェクトの 主要な対象作物である野菜についても、栽培面積・生 産量ともに、近年急速に増加している。同時に、農産 物の安全性にも消費者の関心が高まっているが、残留

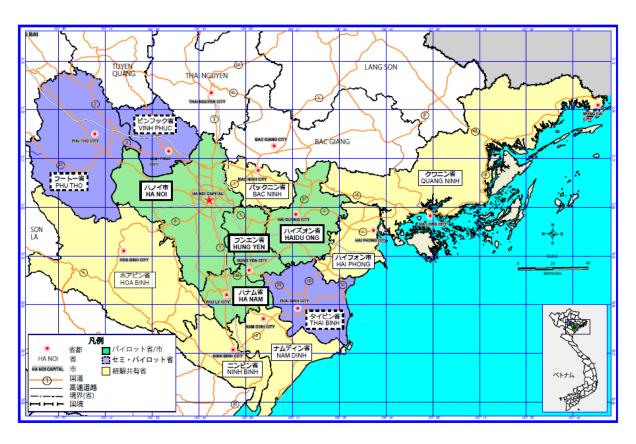


図2 プロジェクト対象地域

JIST

農薬基準の遵守の観点などからみても、野菜の安全性 が万全とはいい難い状況にある。

この農作物の安全性を確保する観点や国際的な農業 生産工程管理(GAP:Good Agricultural Practice)の重 要性の認識の高まりを受けて、ベトナム農業農村開発 省は2008年に野菜、果樹及び茶について、2010年にコ メ及びコーヒーについて、VietGAP(ベトナム農業生産 工程管理)と称するGAPに関する規程を制定した。こ のVietGAPの制定以降、ベトナム政府はこれを普及 するために数値目標を設定することに加え、VietGAP は第3者機関による認証制度を取っているが、その認 証取得のために、必要な調査、道路やかんがい施設等 のインフラ整備、VietGAP適用に関する研修、認証費 用、VietGAP取得農産物に対する取引促進などの支 援を行う政策を進めてきた。しかしながら、現状では VietGAPを取得した農地面積は拡大しているとは言い 難い。VietGAP普及がそれほど進まない理由として、 従うべき管理点の数が多く複雑であること、現実には 適用しにくい部分があること、認証取得費用が農家の 支払い能力に比較して高いことがあげられている。

このような状況を改善するために、中小農家でも GAP適用の導入を容易にするために作成されたのが Basic GAPである。Basic GAPはVietGAPの65の管理 点から、収穫以前の生産面を中心に基礎的な26項目の チェックリストに絞り込んだものであり、農業農村開 発省により技術ガイドラインとして認定された。現状 では、Basic GAPは自己申告制で認証制度はない。

一方ベトナムの食品安全に関しては、2010年に公布 された食品安全法がある。これは、あらゆる食品の生 産と流通を対象とした法律であるが、まず生産過程及 び取引過程で食品の安全確保の条件を遵守することは 食品生産及び食品取引を行う組織・個人の義務である と規定している。次に食品の安全確保の条件の内容に ついては、農業農村開発省が所管する食品に関しては、 同省の2014年の通達において、品目・業種毎に食品の 安全確保の条件の具体的内容を定めており、その中の 一つとして、野菜、果実、茶の生産に関する安全確保 のための条件が規定されている。即ち、食品安全法の 体系の中で、農作物の生産者に義務付けられているの はこの食品の安全確保のための条件であり、例えば、スー パーマーケットが仕入れる農作物はこの食品の安全確保 の条件を満たしている認証を得た農場で生産されるも のに限られている。これに対して、VietGAPやBasic GAPの適用は任意であり、義務付けられているわけで はない。

(2) 流通環境 (ハノイ市を中心に) 7)

ここでは、このプロジェクトで支援する農業生産主 体(農業協同組合、農業生産法人或いは農家グループ) が生産する農産物の重要な消費地として位置づけられ るハノイ市の流通状況について、非常に限られたデー タに基づいてであるが、説明する。

ハノイ市の野菜の年間消費量は約100万tと見込まれ、 同市の生産量はその6割相当の60万tで、40万tはプロジェ クトのパイロット省を含む近郊の省から供給されてい ると推定されている⁸⁾。また、この約100万tの流通経 路については生産地近傍の市場における生産者などに よる販売が10%、ハノイ市に数か所ある卸売市場を経 由するものが33%、卸売市場を経由しない買付け業者 や小売による販売が42%、スーパーマーケットやホテル、 レストラン、学校などによる購入が多くみて15%であ ると推定されている⁸⁾。なお、明示的に安全野菜とし て流通しているのは、こうした総流通量の5%未満と 推定する少し前の報告がある9。2016年末に本プロジェ クトで実施されたパイロット省の19の農業生産主体や 91の購買者に対する調査結果をみても、スーパーマーケッ ト等に対する契約に基づくより有利な条件での農産物 販売は余り進んでいるとはいえず、また、「信頼できる 生産者」と「信頼できる購買者」を結ぶ適切なマッチン グの仕組みが十分に確立されていないのが現状といえる。

背景としては、前述したように一大消費地であるハ ノイ市をとっても、卸売市場を経由して流通する野菜 の割合が低い。また、卸売市場にしても荷受会社によ るセリのような機能があるわけではなく、相対売買で あることから、基本的には各生産者と各購買者の相互 の個別努力によって、望ましい相手を見出すというケー スが多いからと推測される。また、卸売市場の価格形 成も明確には機能していない。

(3) 農家組織の特徴(協同組合を対象に)

次節で明らかにするように、農作物の流通の改善に おいて農家の組織化は極めて重要な要素であるが、こ こではベトナムの協同組合の特徴について述べたおき

ベトナムの協同組合(ベトナム語からの翻訳で合作 社と呼称する場合もある)は、1950年代末に「ソム」と 呼ばれる集落を単位として農業労働を集団化するため に建設されたのが始まりである。農民は強制的に加 入させられ、中央政府の指令に従って集団生産を行っ ていた。しかしながら、生産性の低さや不適切な管理 体制など集団農業の問題点が顕著になってきたので、 1980年代に入り、協同組合ではなく農家に権限を持た

せる改革が進められた。その後ベトナム政府は、社会 主義モデルに代わって協同組合に新しい位置づけを求 めるようになり、1996年に協同組合法を制定した。こ の法律では、協同組合は共通する需要及び利害関係を 有する労働者によって自主的に結成される経済組織と 規定され、組合への自主加入、一人一票制による民主 的参加、出資額・サービス利用額に応じた余剰金の分 配などが明記されている。また、この法律は2003年に 改正され、公開の原則などが追加された。これらは国 際協同組合同盟(ICA)の協同組合原則にほぼ沿ってい る¹⁰⁾。2012年に更に改正され、提供するサービスの明 確化などがなされている。

このように現在のベトナムの協同組合は、法的には 市場経済下の枠組みに沿っているが、実態的には集団 農業時代以来の伝統を受け継いでいる協同組合も少な くない。1996年の協同組合法制定以降、集団農業生産 時代以来の組織を解散もしくは法律に則って転換した 転換型協同組合と、また、同法制定後新たに設立され たものを新設協同組合などと呼んでいるが、転換型協 同組合の割合はベトナム北部地域で高い11)。このよう な経緯もあり、提供するサービスについては、自らの 農産物の流通の改善に貢献する農業投入財の共同購入、 農産物の共同販売、信用事業を行っている協同組合は 多くないのが現状である。例えば、2012年に5.552の

農業協同組合に対して実施された、その提供するサー ビスについての調査によるとかんがいのサービスを提 供している農業協同組合の割合は80%であったが、種 子の供給については53%、農業投入財の供給について は30%、また流通・加工については8.6%、内部信用事 業については8.2%にとどまっている¹²⁾。

JIST

3. プロジェクトの活動

(1) トライアル活動の概要と安全作物の流通改善の ために解決するべき問題点との関係

本プロジェクトにおいては、III.1.で述べた生産面、 流通面、意識啓発面という3つの活動で成果をあげ、 プロジェクト目標を達成するために、プロジェクト対 象地域において支援対象とする農業生産主体を選定し (2017年4月の時点で3つの生産パイロット省において 合計7つの農業生産主体、2018年8月の時点で3つの生 産パイロット省と3つのセミ・パイロット省で合計20 の農業生産主体)、それぞれに対してトライアル活動の 実施を支援している。

トライアル活動の実施の流れを図3に示す。以下、 それぞれの活動の概要を説明するとともに、それら諸 活動が表1に示した安全作物の流通改善に向けた問題 点のどの解決策に貢献するかを明らかにしたい。



出典:プロジェクト専門家チームが作成したものを一部修正

図3 トライアル活動の実施の流れ

ア. VietGAP、Baisc GAP及び食品の安全確保の条件 トライアル活動に直接含まれるものではないが、表 1のNo.1に示されている問題点は、安全作物の流通の 基盤・前提となるものである。ベトナムにおいては、 上記2.(1)で述べたように安全作物関連の制度として VietGAP、Baisc GAP及び食品の安全確保の条件があ る。制度化されているので、今後普及させるベースは あるといえる。前述したように食品の安全確保の条件 について、スーパーマーケットなどはこの認証を得た農 産物を仕入れる必要があり、安全作物を購入する需要 を生み出しているといえる。

イ. 1支援対象農業生産主体の選定

農業農村開発省がJICAと合意した基準に基づいて、 トライアル活動を行う支援対象農業生産主体を選定す ることである。支援対象にする農業生産主体選定の基 準にはいくつかの項目が含まれているが、その内の一 つに生産者の安全作物に対する生産意思や熱意という 項目があり、内容としてはリーダーシップ、独立性、ビ ジネス感覚などがあげられている。これは表1の問題 点のNo.2に関わるものである。実際に農業生産主体の トップや経営層のこの面での意識は、「売れるもの」を 作っていくという方針のみならず、市場との対話を通 じた販路の確保、購買者との農産物の売買契約の締結、 契約に基づく組織内の農家との共同生産計画について の合意、計画に基づく共同生産・共同販売の着実な実施、 計画通りに生産・販売できなかった時の調整、収穫後 処理施設や運搬手段の改善等流通改善に関する多くの 局面で必要な意思決定を行うために非常に重要である。 選定条件の中には、他に農地の立地と環境という項目 があり、内容には土壌や用水が安全作物の生産に適切 であるかということも含まれている。これは、表1の 問題点のNo.8の問題をクリアしているものを選定する ということを意味する。また、安全作物に関する知識 や技術という項目もあり、内容的としては農業生産主 体を構成する農家がVietGAPやBasic GAPその他安全 作物の生産の知識や技術を有しているかというもので ある。これは表1の問題点No.12の改善に関連するも のである。

ウ. 2トライアル活動サイトの農地の安全性の確認 トライアル活動を実施する農地の土壌や灌漑用水の 含有重金属等が基準を下回っていることを確認するこ とである。トライアル活動サイトは、上記イ.で述べ たように表1の問題点のNo.8についてクリアされたサ イトを選定しているが、その点を確認するものである。

エ. 3 Basic GAP研修

Basic GAPを支援対象農業生産主体の農家に対して 研修するものである。これについても、上記イ.のステッ プで安全作物に関する知識や技術を有する農業生産主 体が選定されているが、トライアル活動に参加する構 成農家の全員が確実にそれを実践する必要があるため、 研修を行うものであり、表1の問題点No.12の改善に 資する。また、No.1を実効あるものにするとともに農 業投入財の過剰な投入を抑える観点からNo.9の改善に も貢献する。

オ. 4市場との対話

支援対象農業生産主体と潜在的購買者がマッチング を行い、売買する農産物の種類や時期や量などについ て合意ができた者同士が契約を結ぶところまでの活動 である。ここでいう潜在的購買者には、野菜集荷業者、 加工業者、卸業者、スーパーマーケット、小売業者、レ ストラン/病院/ケータリング会社等が含まれる。具体 的な活動としては、支援対象農業生産主体の構成農家 に対して、農産物流通についての研修や共同生産・販 売の先進農業協同組合への訪問・視察を行った後に、 別途作成した支援対象農業生産主体のプロフィールと 潜在的な購買者のプロフィールを基に、1対1のマッチ ングや全支援対象農業生産主体と関心のある購買者が 一堂に会するマッチングイベントを通じて、お互いに 関心のある農業生産主体と購買者が農作物の種類、時 期、量をはじめとする売買条件を協議し、合意をす れば契約を結ぶというものである。この活動は直接的 には表1の問題点のNo.2、No.3、No.4、No.6、No.7、 No.13.、No.14の改善への貢献する他、人材育成の観 点からNo.5の改善への貢献が期待できる。また、結 んだ売買契約を満たす必要がNo.9、No.10、No.11、 No.12、No.15、No.16の改善を推進しようという大き なインセンティブになる。このように市場との対話は、 安全作物流通を改善する様々な要素に好影響を与える 活動である。また、後述のようにNo.19の改善にも貢 献する。

カ.5市場の需要に基づく共同栽培計画の策定

上記オ.で結んだ農産物の売買契約に基づいた生産・ 出荷ができるように、農業生産主体の構成農家で共同 の栽培計画を策定するものである。

そもそもこの地域はベトナムの中でも農家当たりの 土地所有面積は小さい。2016年の一年生作物の生産農 地の農家(家計)当りの所有面積別の比率は全国平均 では0.5ha以下が77.5%であるのに対し、紅河デルタ 地域は97.5%と他の地域に比べても圧倒的に比率が高

い13)。そのため、スーパーマーケット等との契約に基づ き、農産物を一定期間、一定の数量生産・出荷するた めには、農業生産主体の構成員が共同して契約作物を 生産することが必須となる。一方農業生産主体の中で も農業協同組合に関しては、上記2.(3)で述べたように 共同生産・共同出荷を行っている組合は極めて少ない。 このため農業生産主体の中でも農業協同組合において はこの点が非常に大きな課題となる。トライアル活動 に参加する協同組合の構成農家が共同栽培計画に参加 するだけでなく、実際に計画に沿って生産し、収穫物 を個別に仲買人や自らローカル市場で販売するのでは なく、共同販売のルートで計画にあわせて販売するよ うになるためには、具体的な共同販売の実績を通じて、 組合員農家が共同販売のメリットを実感したり、共同 販売に関して組合長や経営層に対する信頼が高まるよ う組合長や経営層が共同生産、共同出荷を運営してい くことが肝要である。表1の問題点の中では、直接的 にはNo.10、No.11の改善に資するものであるが、こ れを通じてNo.6やNo.7を実現するものである。また、 共同生産により農業投入財の共同購入が容易になれば、 No.9の改善にも貢献するし、収穫後処理・流通段階で も、No.14、No.15、No.16などの改善に、間接的に資す るものである。

キ. 6 安全野菜のための栽培方法の改善

生産する農産物の安全性に加え、品質や収穫時期など、市場性を更に高めるための生産技術の改善を図るものである。表1の問題点ではNo.11の中の品質の改善に資するものである。また、これを通じてNo.6やNo.7の改善にも貢献する。

ク. 7 Basic GAP 適用についての圃場での指導

上記エのBasic GAP研修に対し、生産圃場で実際にBasic GAPが実践されているかについての農業生産主体自身による確認である。表1の問題点ではNo.12の改善に寄与するものである。また、上記エ.と同様にNo.1及びNo.9の改善にも資する。

ケ. 8生産物の衛生と安全を確保するための環境改善 農産物を出荷する前に、洗浄やパッキングなどの前 処理を行うための施設を改善するものである。表1の 問題点では直接的にはNo.15の改善に資するものであ るが、これを通じてNo.6やNo.7の改善に貢献するも のである。

コ. 9 収穫後処理と集配

農業生産主体による農産物の収穫、前処理、集荷、 配送の実施である。 安全作物の売買契約を結び、共 同生産等を通じ契約に基づいた農産物の収穫・販売を 計画しても、実際の毎日の収穫・集荷・配送の段階に なれば、出荷量が契約上の量に満たなかったり、多す ぎたりしたり、市場価格が当初想定していた価格帯を 上回ったり、下回ったり、当初合意していた出荷作物 の規格(大きさやきずの程度等)の範囲に認識の違いが あったり、品質に対して購買者からクレームがあった り、様々なことが起こる。それに際し、農業生産主体 と購買者は調整を行うこととなるが、農業協同組合の 場合には、これに加え、組合長や経営層と共同出荷参 加農家との間で調整が必要となる。こういう行為の継 続・経験を通じて、より有利な売買を目指して購買者 と協議したり、集荷、前処理施設や運搬手段等の改善 を図る動機となったり、参加農家の共同出荷に対する 信頼性が高まることにもつながる。そういう観点から、 表1の問題点のNo.6、No.7、No.10、No.11、No.13、 No.14、No.15、No.16を改善する契機となる。

サ. 10 外部検査と監査

各地方省の農業農村開発局による農業生産主体のBasic GAP実践の検査と農産物の残留農薬などの検査である。この活動は安全作物の生産を持続的に行えるようにするためのシステムを整備するものであり、表1の問題点ではNo.12の改善に寄与するものである。

シ. 11トライアル活動のモニタリングと評価

これまで述べたトライアル活動について、各地方省の農業農村開発局が3カ月に1回進捗を確認し、農業農村開発省が1年に1回程度評価するものである。この活動は安全作物の生産・流通とは直接には関係ない。

最後に、これまで述べた安全作物の流通改善のため の問題点と本プロジェクトのトライアル活動に含まれ る諸活動の関係を図4に示した。

(2)トライアル活動の成果

プロジェクトにおいては、上記(1)で述べた諸活動に実施により、例えば2018年4月の段階で7つの支援対象農業生産主体において、合計25以上の売買取引が成立し、各取引に応じた安全野菜の生産、収穫、前処理、集出荷等が実施されている。

IV. 考 察

上記III.3(1)における関係付けは、筆者の主観的な判断によっている面はあるが、それでも以下のようなことがいえよう。まず、全般的には本プロジェクトのトライアル活動は安全作物の流通改善のために解決するべき問題点に幅広く取り組む形になっているといえる。その上でいくつかの特徴をあげることができる。

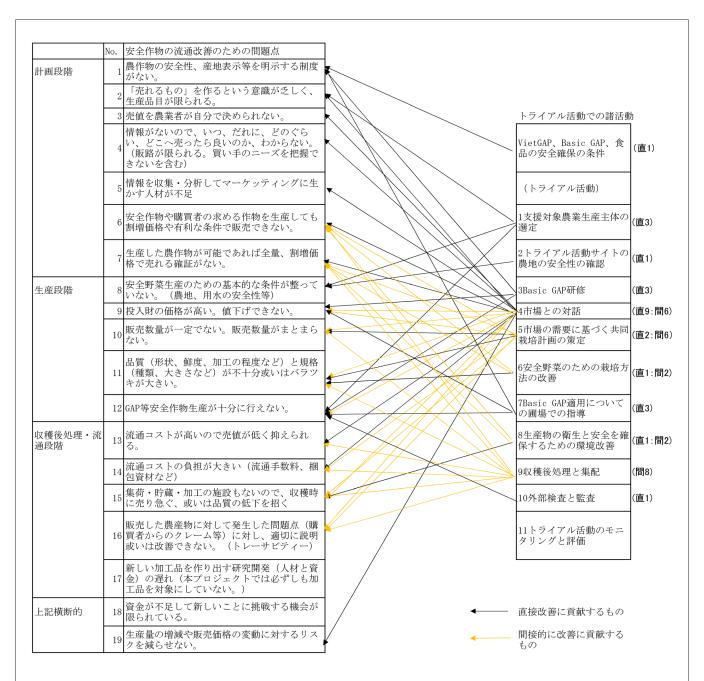


図4 安全作物の流通改善のための問題点と本プロジェクトのトライアル活動での諸活動の関係

第1に、トライアル活動に入る前に安全作物生産・ 流通を取り巻く制度、即ち表1の問題点No.1について は上記2.(1)においてその枠組みを明らかにしたが、本 プロジェクトで推進を図ろうとしている Basic GAPに ついてはVietGAPのような認証制度がないので、その 信頼性を高める方策が求められている。これについて は一つには、トライアル活動の「4市場との対話」と「9 収穫後処理と集配 | (具体的な農産物の収穫と集出荷) を継続的に行うことにより、Basic GAPの信頼性を高 めることが意図されている。また、前述のようにスー パーマーケット等が食品の安全確保の条件認証を得たと ころの農産物を購入する必要があることは、安全作物 の需要を喚起する大きな要因となっている。

第2に指摘できることは、トライアル活動の中の「4 市場との対話」が極めて広範な安全作物流通の問題点 の改善に貢献すると示されているということである。 市場の需要に基づく農産物生産の重要性についてはこ れまでも広く指摘されているところではあるが、今回 の分析でもその点が明らかになったといえる。特に本 プロジェクトの対象地域においては、III.2(2)で述べた ように「信頼できる生産者」と「信頼できる購買者」を結 ぶ適切なマッチングの仕組みが未だ十分に確立されて おらず、また、公設の卸売市場にも前述のように価格 決定機能が明確にはないので、生産開始前に市場の需

要を把握し、農産物の売買契約まで結んでおくことは、一層重要となろう。

第3に「5市場の需要に基づく共同栽培計画の策定」 の重要性である。これについても「4市場との対話」と 同様に多くの安全作物流通の問題点の改善に資するも のである。スーパーマーケットを始め近代的な流通機構 に販売するためには、一定期間、一定の数量の品質や 規格にバラツキの少ない生産物を出荷することは必須 である。そして、農業協同組合の場合はその実現のた めには組合員による共同栽培、共同出荷の実施が必須 である。共同栽培、共同出荷の困難さについては国や 地域によって状況が異なろうが、このプロジェクト対 象地域においては、前述のように協同組合成立の歴史 的な経緯もあり、その実践が大きな課題となっている。 もっとも、農業生産主体の中でも農業生産法人のよう に企業的に農業生産を行っているところは、農業協同 組合に比べるとより容易にこの問題に取り組めると考 えられ、本プロジェクトの対象支援農業主体に含まれ ている農業生産法人でもそのような状況は観察される し、スーパーマーケットのような近代的な調達システム はそのような大規模乃至中規模の農家からの調達を選 好すると指摘もある²⁾。こういう中にあって小規模農家 がこのような調達システムに参入するためには、有効 な農家組織の設立が極めて有用であることを本プロジェ クトの事例でも示している。特に本プロジェクト対象 地域のように小規模農家が支配的な地域では、この点 は地域の安全作物の流通量を飛躍的に増加させる観点 からも重要である。

第4に「9収穫後処理と集配」即ち、具体的な農作物 の収穫、集出荷の実行の有用性である。前述したように、 事前に農業生産法人と購買者が十分協議をして契約を 結んだとしても、日々の集出荷では判断を要する様々 なことが発生する。これに対応するために、農業生産 主体と購買者、これに加え農業生産主体が農業協同組 合である場合には、組合長、経営層と組合員農家との 間で調整することにより、関係者の間で信頼感が醸成 される。後者においては、組合長、経営層のリーダーシッ プや調整能力を問われるとともにこの調整を成功裏に 終えることができれば、農家組織の強化にもつながる。 また、契約に基づいた農作物の収穫、集出荷を具体的 に経験することにより、農業生産主体は収益性を含め 改善すべき点がより明確になるので、次回の契約生産 に向け生産面、集荷・前処理面、運搬面などにおける 改善のための投資を行う強い動機付けとなる。(例えば 生産施設、前処理施設の改善やトラックの購入など輸

送手段の改善等)

以上に加え、現時点ではプロジェクトのトライアル 活動では直接カバーしていないが、図4からいえるこ とを2点指摘したい。

一つ目は図4の問題点のNo.19の生産量の増減や販売価格の変動に対するリスクを減らせないことへの対処である。契約に基づく生産は、契約終了後の実施段階で程度の問題はあるが、数量や価格の変動があっても農産物を購入するという農業生産主体と購買者である種のリスク分散がなされており、この問題点への取り組みの一つと言える。一方より包括的な対策は例えば農業保険制度の適用であるが、ベトナムではこれまで一定の試みがなされているが、現状では野菜を含め未だ十分な農業保険制度が確立していない。そして、この農業保険制度の確立は本プロジェクトとは別にベトナムが取り組むべき大きな課題である。

二つ目は表3の問題点のNo.18の資金が不足して、 新しいことに挑戦する機会が限られているということ への対処である。ベトナムには主な農業農村金融機関 として農業農村開発銀行、社会政策銀行及び人民信用 基金があるが、プロジェクトにおいて前述の生産パイロッ ト3省の19の農業生産主体に対して行った調査によると、 利用率は13%程度であり、必ずしも多くの農家がこれ ら金融機関を利用しているとはいえない状況であった。 例えば、インドネシアでは農産物の納入時期と対価の 支払い時期のギャップをうめる融資などのサプライチェー ン金融が一部金融機関とスーパーマーケットの間で既に 導入されているが14)、当地においてもこのような生産 者にとって利便性の高い金融システムの開発は重要で ある。今後、本プロジェクトでもスーパーマーケット等 に対する契約に基づく栽培が更に進展し、それに伴い 生産面、集荷・前処理面、運搬面などで資金需要が旺 盛になることが予想されるので、今後の状況の変化に 着目する必要がある。

引用文献

- 1) 板垣啓四郎(2014)農産物流通の分析視点と国際協力のあり方,第1回グローバル・フード・バリューチェーン戦略検討会配布資料,http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/1st_meeting/pdf/9_itagaki.pdf(アクセス日:2018年9月11日)
- 2) 世界銀行 (2008) 世界開発報告 2008—開発のための農業、一灯社
- 3) Pedro Arias, David Hallam, Ekaterina Krivonos,

- Jamie Morrison (2013) Smallholder Integration in Changing Food Markets. FAO.
- 4) The World Bank (2016) Vietnam Development Report 2016: Transforming Vietnamese Agriculture: Gaining More from Less. Hanoi: Hong Duc Publishing House.
- 5) 熊代輝義・七久保充・萬宮千代 (2017) ベトナム国 「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェ クト」の現状と課題. 国際農林業協力 40(3), 15-21.
- 6) 熊代輝義 (2019) ベトナムにおける安全作物生産促 進制度の現状と見通し. 農学国際協力17,24-33.
- 7) 熊代輝義・七久保充・萬宮千代 (2018) ベトナム紅 河デルタ地域における安全作物バリューチェーン 形成の取り組み―北部地域における安全作物の信 頼性向上プロジェクトの事例より一. ARDEC 58, 26-30.
- 8) The World Bank (2017) Food safety risk management in Vietnam: Challenges and opportunities. Technical working paper. Hanoi, Vietnam.
- 9) Wertheim-Heck, S.C.O., Vellema, S. and Spaargaren, G. (2014) Constrained consumer practices and food safety concerns in Hanoi. International Journal of

- Consumer Studies 38 (2), 326-336.
- 10) 設楽澄子 (2012) ベトナムにおける農村の市場経済 化と合作社:農産物の生産・流通における個人的 ネットワークの役割. 一橋大学大学院博士論文
- 11) 荒神衣美(2013) 合作社に対する政策的期待と実態 一ベトナム南部果実産地の事例から一, 高度経済 成長下のベトナム農業・農村の発展, 坂田正三編, アジア経済研究所, 89-114
- 12) Dao The Anh (2015) Development of New Agricultural Cooperative in Vietnam. https://www.slideshare.net/ ExternalEvents/development-of-new-agriculturalcooperative-in-vietnam(アクセス日:2018年9月20日)
- 13) General Statistics Office of Vietnam (2017) Results of the 2016 Rural Agricultural and Fisheries Census.
- 14) Bank Negara Indonesia (2013) BNI-Super Indo Luncurkan Layanan Perdana Sistem Pembayaran Tagihan Bidang Ritel (Bank Negara Indonesia と Super Indoが小売請求書支払いシステムを開始). https://www.bni.co.id/en-us/home/news/pressrelease/ articleid/1300 (アクセス日:2019年3月15日)